

三次市教育委員会告示第24号

三次市立三次小学校整備事業に関する検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年10月11日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市立三次小学校整備事業に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、三次市立三次小学校の整備事業に関して、三次市立三次小学校整備事業に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 改築工事に係る基本計画及び基本・実施設計に関する事項
- (2) 改築及び改修に係る課題整理に関する事項
- (3) 校舎の落成等に係るイベントに関する事項
- (4) 地域連携に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に定める者のうちから各2人以内とし、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

- (1) 三次市立三次小学校を代表する者
- (2) 三次市立三次小学校PTAを代表する者
- (3) みよし学園学校運営協議会を代表する者
- (4) 三次地区自治会連合会を代表する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から当該事業が終了する日までとする。

2 補欠により任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により会議を開くことができる。

5 オンラインにおける第2項及び第3項の規定の適用については、当該方法により参加した委員を会議に出席したものとみなす。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

2 委員会の庶務を行うため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(報償費)

第8条 委員が委員会の会議に出席したときの報償費は、三次市報償費支払い基準に基づき支給する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月11日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。